

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則新旧対照表

平成 2 1 年 5 月 2 8 日  
福岡県公安委員会規則第 1 3 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧		新																	
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(医師の指定)</p> <p>第 2 条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>		<p>第 1 条 (略)</p> <p>(医師の指定)</p> <p>第 2 条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号）<u>第 8 条第 3 号</u>に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第 8 条第 3 号</u>に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</td> <td>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> <tr> <td>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</td> <td>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号） <u>第 8 条第 3 号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師	銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第 8 条第 3 号</u> に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師		<table border="1"> <thead> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号）<u>第 1 1 条第 3 号</u>に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第 1 1 条第 3 号</u>に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</td> <td>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> <tr> <td>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者</td> <td>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号） <u>第 1 1 条第 3 号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師	銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第 1 1 条第 3 号</u> に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
診断の対象者	医師																		
法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号） <u>第 8 条第 3 号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師																		
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第 8 条第 3 号</u> に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																		
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																		
診断の対象者	医師																		
法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号） <u>第 1 1 条第 3 号</u> に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第 5 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師																		
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第 1 1 条第 3 号</u> に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																		
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																		
<p>2 (略)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p>		<p>2 (略)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p>																	